

第 64 回岡山・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和 7 年 2 月 17 日（月）

場 所：サン・ピーチ OKAYAMA 後楽

岡山市北区駅前町 2 丁目 3 番 31 号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会委員名簿

(岡山海区)

氏 名	備 考
井本 瀧雄	笠岡市漁業協同組合 代表理事組合長
柴田 悟	牛窓町漁業協同組合 代表理事組合長
豊田 安彦	朝日漁業協同組合 代表理事組合長
國屋 利明	胸上漁業協同組合 代表理事組合長
佐上 一彦	児島漁業協同組合 監事
松下 勘次	第一下津井漁業協同組合 代表理事組合長
小谷 基	下西漁業協同組合 代表理事組合長
平田 晋也	黒崎連島漁業協同組合 代表理事組合長
三宅 秀次郎	寄島町漁業協同組合 代表理事組合長
栗田 睦	弁護士

(香川海区)

氏 名	備 考
北尾 登史郎	前香川県水産課長
橋本 時雄	東瀬戸漁業協同組合 代表理事組合長
北野 廣治	高松市瀬戸内漁業協同組合 代表理事組合長
三木 正幸	池田漁業協同組合 代表理事組合長
小見山 秀基	本島漁業協同組合 代表理事組合長
森 勝喜	内海漁業協同組合 代表理事組合長
志摩 由紀子	中讃西部漁業協同組合 代表理事組合長
松本 伊三郎	伊吹漁業協同組合 代表理事組合長
嶋野 勝路	香川県漁業協同組合連合会 代表理事会長
筒井 由果	弁護士

第64回岡山・香川連合海区漁業調整委員会

県及び事務局出席者名簿

岡 山 県		
所 属	役 職 名	氏 名
農林水産部水産課	課 長	石飛 博敏
	総括参事 (兼事務局次長)	濱崎 正明
	主 幹	弘奥 正憲
	主 幹	村山 史康
	技 師	上仲 慶和
委員会事務局	事務局長	下坂 泰幸
	書 記	日比野 康郎

香 川 県		
所 属	役 職 名	氏 名
農政水産部水産課	課 長	柏山 浩史
農政水産部水産課 (漁業調整室)	室長補佐 (兼事務局次長)	藤原 宗弘
	主 任	秦 正樹
	技 師	丸山 俊輔
委員会事務局	事務局長	植田 豊
	書 記	小林 武

令和7年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川 1

（令和7年2月 日協定）

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 （自～至）	操業区域	6年度許可数	備考
東 部 地 区 （玉野市 以東の 関係組 合）	小型機船底びき網	19	胸上 19	1. 1 ～ 12. 31	直島東部海面	胸上 19	許可を要す S41. 4. 8直島・胸上漁業協定
		241	日生町 110 伊呂久町 8 牛窓町 8 朝日町 33 九幡市 15 岡小串 8 胸上 5 46	手繰第2種 （えびこぎ網漁業 に限る） 1. 1 ～ 12. 31 手繰第3種 （そろばんこぎを 除く） 10. 15 ～翌4. 15	小豆島北部香川県海面		相互入会 操業条件はR5. 2. 22 岡山・香川連合委協定のとおり
		12	たまの 12	手繰第2種 （えびこぎ網漁業 に限る） 1. 1 ～ 12. 31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、 更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジカミ鼻、手 島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面	たまの 1	許可を要す
	さわら流しさし網	30	たまの 30	5. 1 ～ 7. 31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	たまの 18	許可を要す 旧日比26統の内、同時操業は16統 以内とする
		2	胸上 2	5. 1 ～ 7. 31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	胸上 2	許可を要す
		72	日生町 15 伊呂久町 5 牛窓町 23 朝日町 29	5. 1 ～ 7. 31	小豆島・千振島以東の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 （操業方法は別途協議のとおりに）
		15	牛窓町 7 朝日 8	5. 1 ～ 7. 31	小豆島・千振島以西の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 （操業方法は別途協議のとおりに）
	まながつお流しさし網	4	胸上 2 たまの 2	6. 1 ～ 9. 30	直島・豊島地先海面	胸上 2 たまの 2 （計 4）	許可を要す
	たこつぼなわ	3	胸上 3	5. 1 ～ 12. 31	豊島家浦地先海面	胸上 3	許可を要す
	いいだこつぼなわ	1	胸上 1	12. 1 ～翌4. 30	豊島家浦地先海面	胸上 1	許可を要す S38. 5. 8香川・岡山連合委協定
	まきえ釣り	7	たまの 7	1. 1 ～ 12. 31	直島地先海面	たまの 3	許可を要す
	まだこ釣り	5	たまの 5	4. 1 ～ 12. 31	直島地先海面	たまの 4	許可を要す

令和7年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川 2

（令和7年2月 日協定）

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 （自～至）	操業区域	6年度許可数	備考
中部地区 （倉敷市児島地区関係組合）	小型機船底びき網	135	児島 31 第一田之浦吹上 9 本田之浦吹上 8 第一下津井 24 下津井 53 下西 10	手繰第2種 （えびこぎ網漁業に限る。） 1. 1～12. 31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジカミ鼻、手島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面	児島 11 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 2 第一下津井 7 下津井 11 下西 5 (計 37)	許可を要す
		31	児島 31	手繰第2種 （えびこぎ網漁業に限る。） 1. 1～12. 31	高松市大槌島東部地先海面		相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は10統以内とする
	ごち網	9	児島 3 下津井 4 下西 2	4. 20～8. 31	塩飽海面	児島 2 下津井 3 下西 2 (計 7)	許可を要す S43. 3. 26香川・岡山連合委協定
		1	児島 1	4. 20～8. 31	与島地先海面	児島 0	許可を要す S43. 3. 26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す
	いかなご込網	6	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 1 下津井 2 下西 1	2. 1～6. 30	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 （ただし丸亀地先沖を除く）	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 0 第一下津井 1 下津井 2 下西 1 (計 4)	許可を要す
	餌料いわし込網	6	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 1 下津井 2 下西 1	7. 1～7. 31	塩飽海面	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 0 第一下津井 1 下津井 1 下西 1 (計 3)	許可を要す
	いか込網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1	4. 20～5. 31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 （ただし丸亀地先沖を除く）（許可証裏面図示のとおり）	児島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1 (計 7)	許可を要す
	まながつお込網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1	6. 15～8. 31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 （ただし丸亀地先沖を除く）（許可証裏面図示のとおり）	児島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1 (計 7)	許可を要す
	大型込網 〔大型いか込網 まながつお込網〕	2	児島 1 下西 1	大型いか込網 4. 20～6. 20 まながつお込網 6. 21～8. 31	高松沖海面	児島 1 下西 0 (計 1)	S40. 5. 7及びS40. 7. 6高松市沖魚込網適正協議会協定 但し52年の連委協定により5統から2統に減船 許可を要す

令和7年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川 3

（ 令和7年2月 日協定 ）

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 （自～至）	操業区域	6年度許可数	備考
中部地区 （倉敷市児島地区関係組合）	さわら流しさし網	23	児島 4 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 6 第一下津井 9 下津井 1 下西 1	5. 1 ～ 7. 31	塩飽海面	児島 0 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 2 第一下津井 9 下津井 1 下西 0 (計 13)	許可を要す
	まながつお流しさし網	11	児島 3 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 5 下津井 1	6. 1 ～ 9. 30	塩飽海面	児島 2 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 5 下津井 1 (計 10)	許可を要す
	かに建網	1	第一下津井 1	8. 1 ～ 10. 31	手島西南海面	第一下津井 1	許可を要す
	ままかり巻きさし網	3	第一下津井 3	11. 1 ～ 12. 31	広島地先海面	第一下津井 3	許可を要す
	たこつぼなわ	22	第一田之浦吹上 4 第一下津井 7 下津井 1 下西 10	5. 1 ～ 12. 31 ただし 9. 1～ 9. 30を除く。	塩飽海面	第一田之浦吹上 2 第一下津井 6 下津井 1 下西 10 (計 19)	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す
		3	第一田之浦吹上 1 下津井 2	5. 1 ～ 12. 31 ただし 9. 1～ 9. 30を除く。	西塩飽海面	第一田之浦吹上 0 下津井 1 (計 1)	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す
	いいだこつぼなわ	10	第一田之浦吹上 4 下津井 1 下西 5	12. 1 ～翌4. 30	広島・手島間の海面	第一田之浦吹上 2 下津井 1 下西 4 (計 7)	許可を要す
		1	第一下津井 1	1. 1 ～ 4. 30	高見島北部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3. 12高見・第一下津井漁協協定
		1	第一下津井 1	1. 1 ～ 4. 30	本島東部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3. 16本島・第一下津井漁協協定
		1	下西 1	1. 1 ～ 4. 30	手島北部海面	下西 0	許可を要す S41. 4. 10小手島・下津井・下西漁協協定
		2	第一下津井 2	1. 1 ～ 4. 30	与島地先海面	第一下津井 2	許可を要す S43. 3. 26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す

令和7年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川 4

（ 令和7年2月 日協定 ）

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統 数	組 合 別 内 訳	漁 業 時 期 (自 ～ 至)	操 業 区 域	6年度許可数	備 考
中部地区 (倉敷市児島地区関係組合)	あなご延なわ	9	児 島 1 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 2	1. 5 ～ 3. 31	小豆島東部海面	児 島 0 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 0 (計 2)	許可を要す S47. 12. 26内海町・児島地区関係漁協協定
		20	児 島 3 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 7 第一下津井 1 下 津 井 2 下 西 1	1. 1 ～ 12. 31	本島、与島、小与島、小瀬居島、牛島の各島により囲まれた海面	児 島 0 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 3 第一下津井 1 下 津 井 2 下 西 1 (計 9)	許可を要す S43. 3. 18塩飽漁連・児島地区漁連協定
	たいらぎ潜水器	23		12. 1 ～翌4. 20	塩飽諸島（高見島周辺1500メートルの海面を除く）、坂出市（王越地先を除く）、宇多津町地先海面、多度津町（ただし白方地先を除く）	別紙（1）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの
	みるくい なみがい } 潜水器	備讃瀬戸 たいらぎ・みるくい潜水器 漁業同業組合で決定した統数		12. 1 ～翌4. 20	（ 隻）(1)塩飽諸島(2)坂出市(3)宇多津町(4)丸亀市(5)多度津町 (但し許可証裏面図示のとおり) （ 隻）六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島、櫃石島を直線で順次結んだ線以北の海面 (ただし共同漁業権の区域を除く) (許可証裏面図示のとおり)	別紙（2）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの
	点 火 い さ り (点 火 ほ こ 突)	7	第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 下 西 1	1. 1 ～ 12. 31	塩飽海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 下 西 1 (計 7)	許可を要す
		1	児 島 1	1. 1 ～ 12. 31	本島、与島地先海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	児 島 1	許可を要す

令和7年度 岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川 5

（ 令和7年2月 日協定 ）

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 （自～至）	操業区域	6年度許可数	備考
中部地区 （倉敷市児島地区関係組合）	かにすくい網	40	児島 13 第一田之浦吹上 13 本田之浦吹上 11 下津井 1 下西 2	1. 1 ～ 12. 31	塩飽海面及び直島地先海面	児島 0 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 0 下西 2 (計 5)	許可を要す
	まきえ釣り	8	第一田之浦吹上 5 本田之浦吹上 3	1. 1 ～ 12. 31	与島地先海面	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 (計 2)	許可を要す
	まだこ釣り	220	児島 27 第一田之浦吹上 57 本田之浦吹上 56 第一下津井 12 下津井 48 下西 20	4. 1 ～ 12. 31 ただし 9. 1～ 9. 30を除く	東塩飽海面 (旧与島村、旧本島村)	児島 17 第一田之浦吹上 22 本田之浦吹上 25 第一下津井 12 下津井 38 下西 17 (計131)	許可を要す
		34	児島 5 第一田之浦吹上 12 本田之浦吹上 8 第一下津井 1 下津井 8	4. 1 ～ 12. 31 ただし 9. 1～ 9. 30を除く	西塩飽海面（広島以西）	児島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 7 第一下津井 1 下津井 7 (計 18)	許可を要す
		16	第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 4 第一下津井 2 下津井 2 下西 6	4. 1 ～ 12. 31 ただし 9. 1～ 9. 30を除く	与島地先海面	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 1 第一下津井 2 下津井 2 下西 1 (計 6)	許可を要す
		69	児島 28 第一田之浦吹上 18 本田之浦吹上 10 第一下津井 2 下津井 10 下西 1	4. 1 ～ 12. 31	直島地先海面	児島 3 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 2 下津井 7 下西 0 (計 14)	許可を要す

令和7年度 岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川 6

（ 令和7年2月 日協定 ）

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 （自～至）	操業区域	6年度許可数	備考
西部 地区 （倉敷市玉島以西の 関係組合）	小型機船底びき網	217	黒崎連島 34 寄島町 81 大島美の浜 15 笠岡市 87	手繰第2種 （えびこぎ網漁業に限る） 1. 1 ～ 12. 31	県境付近海面		相互入会
				手繰第3種 （そろばんこぎを除く） 12. 1 ～翌3. 31 えびこぎ網漁業以外の 手繰第2種 1. 1 ～ 12. 31	協定書のとおり		相互入会 S60. 2. 28 岡山・香川連合委協定
	さわら流しさし網	18	黒崎連島 2 寄島町 12 大島美の浜 4	5. 1 ～ 6. 30	県境付近海面 （漁場はいずれも高見島以西の海面）		相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定
	かに建網	6	黒崎連島 1 笠岡市 5	8. 1 ～ 10. 31	県境付近海面（旧西讃海区）		相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定
	こち・げた建網	6	寄島町 2 笠岡市 4	5. 1 ～ 7. 31	県境付近海面（旧西讃海区）		相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定
	まきえ釣り	6	笠岡市 6	1. 1 ～ 12. 31	佐柳島地先海面	笠岡市 1	許可を要す
	まながつお流しさし網	5	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島町 2	6. 1 ～ 9. 30	高見島、佐柳島、小手島以西の海面	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島町 2 （計 5）	許可を要す
		1	黒崎連島 1	6. 1 ～ 9. 30	手島、小手島北海面	黒崎連島 1	許可を要す

令和7年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

香川→岡山 1

（ 令和7年2月 日協定 ）

香川海区から岡山海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 （自～至）	操業区域	6年度許可数	備考
東 部 地 区	小型機船底びき網	141	土庄中央 35 四海 69 北浦 7 唐櫃 11 内海 19	手繰第2種 1. 1 ～ 12. 31 手繰第3種 10. 15 ～翌4. 15	岡山市と玉野市の境界から岡山県と兵庫県との境界までの岡山県海面 （旧和気・邑久海区海面）		相互入会 操業条件はR5. 2. 22 岡山・香川連合委協定のとおり
	さわら流網	4	土庄中央 4	5. 1 ～ 7. 31	岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島 虹崎見通し線以东の岡山県海面		相互入会
		3	香西 3	5. 1 ～ 11. 30	玉野市地先海面 （ただし、鉾立地先海面を除く）	香西 0	許可を要す
	まながつお流網	3	香西 3	6. 1 ～ 9. 30	玉野市地先海面 （ただし、鉾立地先海面を除く）	香西 0	許可を要す
中 部 地 区	はえなわ	7	与島 7	1. 1 ～ 12. 31	玉野市、倉敷市児島地先海面及び番所鼻から 下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面 （ただし、島と島の間を除く）	与島 3	許可を要す
		70	与島 70	1. 1 ～ 12. 31	玉野市、倉敷市児島地先海面	与島 9	許可を要す
	小型機船底びき網	58	与島 42 本島 16	1. 1 ～ 12. 31	倉敷市児島地先海面	与島 33 本島 16 （計 49）	許可を要す
		18	与島 18	1. 1 ～ 12. 31	倉敷市児島地先海面	与島 18	許可を要す
				9. 1 ～ 10. 31	玉野市日比地先海面		許可を要す
		112	高松市瀬戸内 112	1. 1 ～ 12. 31	玉野市日比地先海面		相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は12統以内とする
		164	坂出市 8 与島 72 宇多津 8 本島 29 中讃西部 26 白方 10 多度津町高見 11	手繰第2種 1. 1 ～ 12. 31	浅口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付 近海面		相互入会 操業条件はR3. 3. 18 岡山・香川連合委協定のとおり 同時操業は15統以内とする

令和7年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

香川→岡山 2

（令和7年2月 日協定）

香川海区から岡山海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	6年度許可数	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	35		12. 1 ～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙（1）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの
	みるくい なみがい潜水器	備讃瀬戸 たいらぎ・みるくい潜水器 漁業同業組合で決定した統数		12. 1 ～翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙（2）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの
	まきえ釣	5	与島 5	1. 1 ～ 12.31	倉敷市児島地先海面	与島 0	許可を要す
		7	与島 7	1. 1 ～ 12.31	玉野市地先海面 (ただし、旧東児町地先海面を除く)	与島 0	許可を要す
		1	与島 1	1. 1 ～ 12.31	玉野市地先以西、倉敷市児島に至る地先海面	与島 0	許可を要す
	さわら流網	19	与島 1 宇多津 1 本島 5 中讃西部 8 多度津町高見 4	5. 1 ～ 6.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の水島灘	与島 0 宇多津 0 中讃西部（丸亀市） 1 本島 5 中讃西部（多度津町） 1 多度津町高見 4（計 11）	許可を要す
		4	多度津町高見 4	5. 1 ～ 11.30	倉敷市下津井瀬戸、白石瀬戸を通ずる航路以南の海面で、手島甚平鼻から番所鼻見通し線以西北木島間の岡山県海面	多度津町高見 4	許可を要す
	まながつお流網	46	坂出市 4 与島 16 宇多津 19 中讃西部 4 多度津町高見 3	6. 1 ～ 9.30	岡山県倉敷市下津井灯籠鼻から笠岡市島しょ部東部に至る県境付近海面		相互入会 操業条件はS55. 4. 1 岡山・香川連合委協定のとおり
	さわら流網	2	三豊市 2	5. 1 ～ 7.31 9. 1 ～ 11.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面	三豊市 0	許可を要す
		6	観音寺 6	5. 1 ～ 7.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面		相互入会
西部地区	点火ほこ突 (点火いさり)	4	本島 4	11. 1 ～翌2月末	北木島、白石島、大飛島、小飛島各島周辺海面	本島 4	許可を要す
	小型機船底びき網	78	三豊市 5 観音寺 28 詫間 20 伊吹 25	手繰第2種 1. 1 ～ 12.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面		相互入会

令和6年度 たいらぎ潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	2	坂出市 0 与島 0 中讃西部(丸亀市) 0 本島 2 中讃西部(多度津町) 0	12月1日～ 翌年4月20日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	4	児島 1 第一田之浦吹上 2 第一下津井 0 下津井 1 下西 0	12月1日～ 翌年4月20日	塩飽諸島(高見島周辺1500メートルの海面を除く)、坂出市(王越地先を除く)、宇多津町地先海面、多度津町(ただし白方地先を除く)	

令和6年度 みるくい、なみがい 潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい なみがい	3	坂出市 0 与島 0 中讃西部(丸亀市) 0 本島 2 多度津町高見 1 中讃西部(多度津町) 0	12月1日～ 翌年4月20日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい なみがい	4	児島 1 第一田之浦吹上 2 第一下津井 0 下津井 1 下西 0	12月1日～ 翌年4月20日	12隻 (1) 塩飽諸島 (2) 坂出市 (3) 宇多津町 (4) 丸亀市 (5) 多度津町 (ただし、許可証裏面図示のとおり) 0隻 六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島、 櫃石島を直線で順次結んだ線以北の海面 (ただし、共同漁業権の区域を除く。許可証裏 面図示のとおり)	

小豆島北部海面における 小型機船底びき網漁業 入漁協定書 (案) (令和7年2月 日)

協 定 書

岡山市と玉野市境界から岡山県と兵庫県との境界までの岡山県海面（旧和気邑久海面）と、小豆島北部の香川県海面における小型機船底びき網漁業の円満な入会操業を図るため、次のとおり協定する。

記

1 操業区域

(1) 岡山県海面（図面表示のとおり）

① 手繰第2種漁業

標記の海面において、岡山市東区久々井大浦鼻、同市東区犬島地竹ノ子島北端、同市東区犬の島北端、瀬戸内市牛窓町（旧邑久郡牛窓町。以下同じ。）黒島南西端、同市牛窓町黄島南端、同市牛窓町黄島南東端を順次結んだ直線と、同市牛窓町黄島南東端から同市牛窓町青島南東端見通し延長線と小豆郡土庄町妙見崎西端から瀬戸内市牛窓町ねずみ島を結んだ線の延長線と陸岸とによって囲まれた区域は除く。

また、岡山市東区正儀立石鼻、同市南区小串米崎突端、玉野市胸上大入崎東端、岡山市東区久々井大浦鼻を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域においては、同時操業8統以内とし、岡山海区漁業調整委員会発行の標旗を掲げて操業しなければならない。

② 手繰第3種漁業（ソロバンこぎ網漁業を除く）

岡山市南区小串宝録山高から同市南区小串米崎高見通し延長線及び香川県小豆郡土庄町豊島虹崎高から岡山市東区犬島西端を結んだ線以東の海面とする。

ただし、犬島以西の海面においては、玉野市出崎黒山鼻から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線以北の海面を除く。

(2) 香川県海面（図面表示のとおり）

① 手繰第2種漁業（えびこぎ網漁業に限る）

香川県香川郡直島町井島戸尻鼻から兵庫県姫路市家島松島高頂を結んだ線以北の海面とする。

ただし、小豆郡土庄町豊島官崎鼻から瀬戸内市牛窓町前島西端を結んだ線から以西の海面においては、香川郡直島町井島団子山頂から土庄町葛島北西端見通し線以北の海域を含むものとする。

② 手繰第3種漁業（ソロバンこぎ網漁業を除く）

香川県小豆郡土庄町豊島虹崎高から岡山市東区犬島西端を結んだ線

と、岡山市南区小串宝録山高から同市南区小串米崎高見通し延長線以東の海面とする。

2 操業統数及び操業方法

- (1) 操業統数は、連合委員会において定められた統数以内とする。
- (2) 操業に当たっては、所属県の小型機船底びき網漁業の許可証を有することにより、相手県の許可証を有することなく、平等に入会操業し得るものとする。
ただし、かきいかだ養殖施設から300m、及びのり養殖施設から200m以内での操業は禁止する。
- (3) 瀬戸内海漁業取締規則及び両県漁業調整規則に基づく藻場におけるひき網漁業の禁止及び小型機船底びき網漁業の禁止区域外であって、自海区内で特殊な申し合わせ事項又は区域が別途設けられたときは、速やかに、自県水産課及び関係海上保安部その他相手県関係漁民に通報しなければならない。
- (4) 前項の通報を受けたときは、直ちに申し合わせ事項を決定した地元連絡し、地元漁民の意志を尊重し、これと同一条件の下に操業するものとする。
- (5) 両県の漁業調整規則及び操業上の規制事項の相違するものについては、各県海域において各々その県の規則又は規制に従うものとする。
- (6) 手繰第3種漁業（ソロバンこぎ網漁業を除く）の夜間操業については本協定を適用しない。
- (7) 適正協議会の設置
この協定を適正に遵守するため、必要に応じて、適正協議会を開催するものとする。

3 有効期限

この協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

上記協定締結の証として本書4通を作成し、両海区漁業調整委員会及び両県水産課にそれぞれ1通を保有すると同時に、その写しを関係漁業協同組合に送付するものとする。

協 定 者

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

香川海区漁業調整委員会

会 長 北 尾 登史郎

立 会 者

岡山県農林水産部水産課

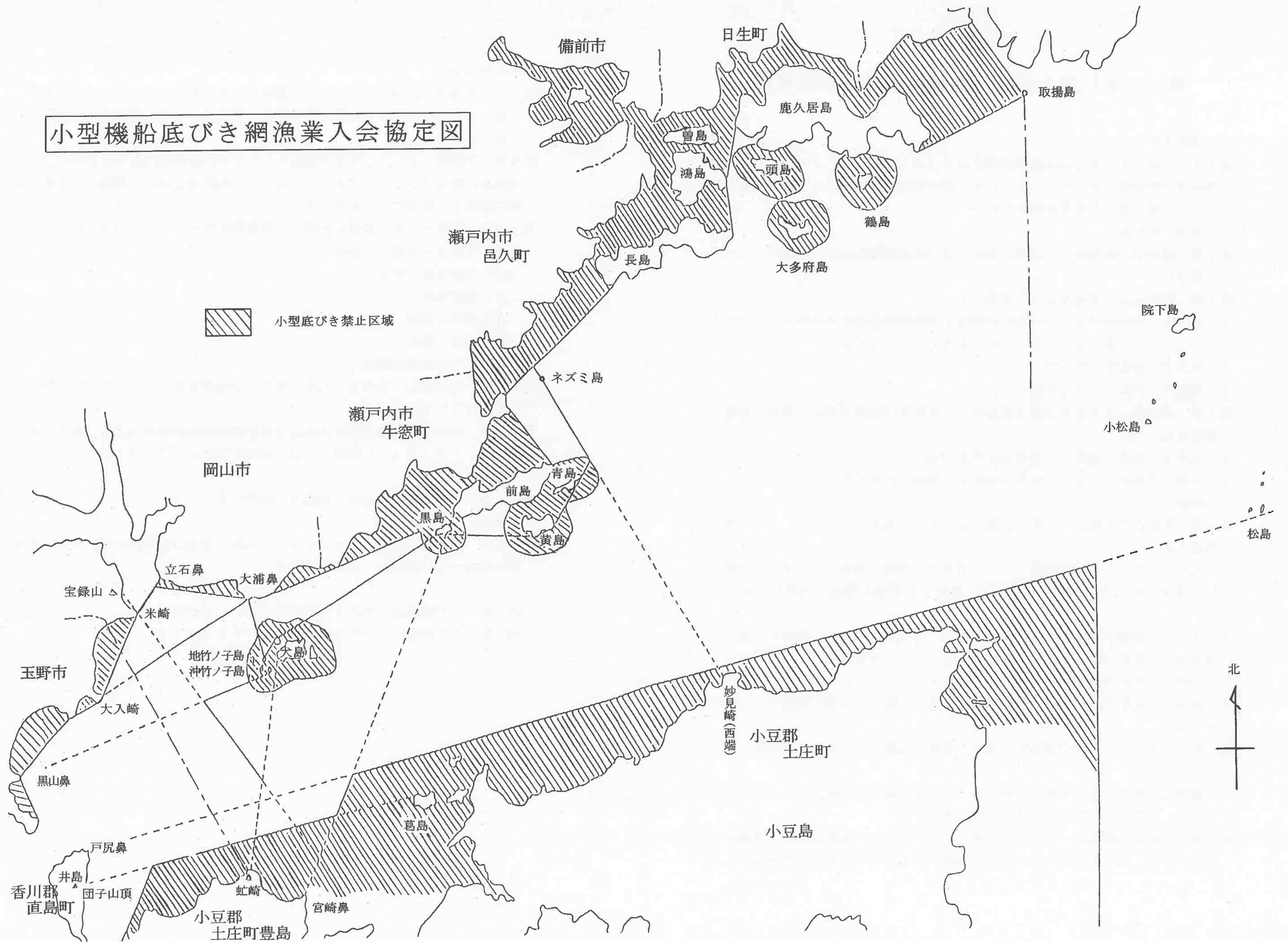
課 長 石 飛 博 敏

香川県農政水産部水産課漁業調整室

室 長 植 田 豊

令和7年2月 日

小型機船底びき網漁業入会協定図



岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 岡山・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令に定めるところにより、岡山海区と香川海区の2海区区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

3 委員会に書記若干名を置く。

4 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。

2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に、委員会の会議を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によって公示しなければならない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定める場合を除くほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数の時は、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って決議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この

限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって、会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 委員会の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事事項

(4) 議事の要領

(5) 議決の結果

(6) その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上がこれに署名しなければならない。

第12条 岡山海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は漁業法を適用する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。

附 則 この規程は、昭和38年5月7日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年2月16日から施行する。